

---

# 横須賀石炭火力発電所行政訴訟

裁判報告会  
(原告準備書面16)

2021年12月21日  
弁護士 千葉恒久

## 環境省開示文書から判明したこと

### 【開示文書】

アセスに関する環境大臣意見を準備する過程で、環境省と経済産業省との間で重ねられた協議に関する文書

2018年6月 「計画段階環境配慮書について「三次回答」」他

### 【開示文書から判明したこと】

1 環境省が経済産業省に対し、100項目以上の質問をおこなったこと。質疑を通じて、環境省が事業及び本件アセスにおける多くの問題点を指摘していたこと

2 経済産業省が、環境大臣意見における問題点の指摘、事業への悪影響を回避すべく、大臣意見(原案)の修正を要求していたこと

## 環境省が指摘した問題点（1）

### ◆ 発電燃料に関する複数案検討（甲233・43頁）

#### 環境省の質問（Q32）

「本事業の検討に当たって、周辺環境及び地球環境への負荷軽減の観点から、LNG等の燃料の複数案が考えられるが、最終的に石炭を選定した理由及びその検討経過について、ご教示願いたい」

#### 経済産業省の回答

事業者からの回答として、LNGを燃料とする場合には受入施設あるいはガス導管を設置・敷設する必要がある、などの説明をおこなっただけで、環境面での影響という観点での検討経過についての説明は全くなかった。

## 環境省が指摘した問題点（2）

- ◆ 計画段階配慮事項からの温室効果ガス等の欠落（甲233・55頁）

### 環境省の質問（Q38）

「計画段階配慮事項として選定していない以下の項目について、改めて、計画段階配慮事項として選定の有無を検討し、・・・重大な環境影響が無いと判断するに至った検討経過をご教示願いたい。また、以下の項目についても計画段階配慮事項として選定すべきと考えるが、貴見を伺いたい。・・・

温室効果ガス等（施設の稼働）」

### 経済産業省の回答

事業者の回答として、利用可能な最良の発電技術を使用している、などの理由をあげ、「重大な影響を回避・低減することが可能と考えられる」と簡単に説明しただけで、検討経過についての説明などはなかった。

## 環境省が指摘した問題点（3）

- ◆ 「排出係数**0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWh**」という目標達成が確保されていない（甲**233・25**頁など）

事業者は「自主的枠組みに参加する小売事業者に販売するよう努める」としか説明していなかった。

### 環境省の質問（Q21）

「具体的な販売先選択の考え方について御教示願いたい。その際、販売先の電源比率について考慮されているか御教示願いたい。」

### 経済産業省の回答

事業者の回答として、「自主的枠組みに参加する小売電気事業者に販売するよう努めます」とだけ回答。

環境省 「発電する電力の販売先について未定である本事業は、国の二酸化炭素排出削減目標・計画との整合性を判断できないため、現状のまま以降の環境影響評価手続を進めることは是認できない」

経済産業省 「発電事業者に対する過度な要求事項と考えます」

## 環境省が指摘した問題点（４）

### ◆ リプレースによる環境影響の悪化

経済産業省との質疑を通じて環境省が確認した環境悪化

二酸化炭素の排出（直近５年間との比較）

大気汚染（旧発電所の直近３年間との比較）

海洋汚染（化学的酸素要求量等）（直近１０年間との比較）

### 環境省の質問（Q40・73）

「『現状』とは何を示しているのか明らかにするよう・・・今後の環境影響図書において『現状』の値の設定根拠について記載する「現状」とは何を指すのかを明らかにし、アセス書に記載する」よう要求。

### 経済産業省の回答

「発電所のライフサイクルを考慮すると、リプレースを計画する発電所において稼働率が低下するのは当然であり、リプレースガイドラインの適用条件が至近の稼働率を示すのであれば、本件を含め、これを適用する案件はない」

## 環境省が指摘したその他の問題点

- ▶ 省エネ法ベンチマーク指標の不達成
- ▶ 天然ガス火力より増加するCO<sub>2</sub>排出量についての対応の欠如
- ▶ 大気汚染に関する検討の不足、調査の必要性
- ▶ 海洋での影響についての調査予測（温排水拡散予測）、複数案検討（冷却方式）の欠如 など

# 環境大臣意見案に対する修正要求

## 省エネ法ベンチマーク指標の達成見通しの欠如

### 【当初の環境大臣意見案】

「2014年度時点において省エネ法に基づくベンチマーク指標（火力発電効率A指標及び火力発電効率B指標）の値が目指すべき水準を下回っており・・・」  
「（B指標）目標達成に向けた具体的な方策や行程は十分に示されていない」

### 経済産業省の主張

「省エネ法は環境省の管轄外」、「今般審査内容に何ら関係ない」、「事業者の権利を阻害する」、「ネガティブな印象を持たせ得る」

### 環境省の反論

「QAにより事実関係を確認し、事業の特性に応じた適正な環境大臣意見を述べることは、環境影響評価法に基づく審査の基本であり、これを否定されることは承服できない」

### 【修正された環境大臣意見】

「目指すべき水準の達成状況は不明である（が）」

# 環境大臣意見案に対する修正要求

## リプレースによる環境影響の悪化についての指摘

### 【当初の環境大臣意見案】

「本事業において新設する発電設備の稼働に伴う環境影響は、長期計画停止中の近年の環境負荷よりも増大する計画であることを踏まえ・・・」

### 経済産業省の主張

「この記述は、新設する発電設備が既設のものよりも環境に悪いという誤解を与えかねない」

### 環境省の反論

「稼働実績がない既設設備があることから、一時的な停止とは言い難い」

### 【修正された環境大臣意見】

「公害防止協定で規定している既設設備からの汚染物質排出量等よりは環境負荷が減少するものの」という文言を追加

## 開示文書から判明したこと（まとめ）

本件訴訟で問題になっている本件アセス（本件事業）の問題点について、経済産業省は環境省から問題を指摘されていた。

とりわけ、

代替案（複数案）の検討過程が明らかにされていない

温室効果ガスの排出が計画段階配慮事項になっていない

「自主的目標」（排出係数目標）の達成が確保されていない

リプレースにより環境影響が悪化する

について明確な指摘がなされていた。

ところが、経済産業省は事業者に必要な対応を促さず、事業とアセスへの悪影響を回避するための対応に終始した。もし真摯に対応していれば、アセス手続が重大な瑕疵をおびることはなかった。